

こ 支 家 第 2 3 0 号  
令 和 5 年 9 月 5 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こ ども 家 庭 庁 長 官  
( 公 印 省 略 )

令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

## 別 紙

### 令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

#### （通則）

- 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

- 2 この補助金は、都道府県等が実施する高等職業訓練促進資金貸付事業、新型コロナウイルス感染症対策支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって感染者等が発生したこどもの生活・学習支援事業実施施設における新型コロナウイルス感染症対策を図るとともに、地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。
  - （1）令和 5 年 8 月 24 日こ支家第 125 号「ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業分））の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ）が行うひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業分））
  - （2）平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市（以下、3（2）、4（2）、6（8）、（9）及び（12）において「都道府県等」という。）が行う高等職業訓練促進資金の貸付事業並びに都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）が行う事業に対して都道府県等が補助する事業（以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（団体実施分）」という。）
  - （3）令和 3 年 2 月 1 日子発 0201 第 1 号「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

#### （交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、
  - （1）により算出された額（事業ごとに算出された額）に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - （1） 3 の（1）及び（3）の事業  
別表第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

ア 都道府県等が行う事業

(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでこども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式

第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (6) 及び (12) に掲げる条件

この場合において(1)、(2)、(4)、(5)及び(12)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(3)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「指定都市市長の承認」と、(4)中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(4)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(12)中「都道府県等」とあるのは「都道府県等が適当と認める団体」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

②帳簿、証拠書類及び財産の保管期間に掲げる条件

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市市長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(12) 都道府県等は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（団体実施分）を廃止する場合には、都道府県等が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁長官が定める額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施するひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業分））

市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日

までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第3による申請書を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施するひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))

市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 上記(1)以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 12 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1か所当たり 500,000円</p> <p>※令和4年度に「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」(平成20年10月14日厚生労働省発雇児第1014001号)に基づき、交付決定を受けた事業所等の基準額については、500,000円と令和4年度における実支出額(注)との差を基準額とする。</p> <p>(注)「令和4年度(令和3年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等)の国庫補助について」(令和4年5月25日厚生労働省発子0525第1号)に基づき交付決定を受けたものに係る実支出額は含まない。</p>	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)	<p>1 入学準備金</p> <p>1人当たり 500,000円以内</p> <p>2 就職準備金</p> <p>1人当たり 200,000円以内</p> <p>3 事務費</p> <p>1都道府県等当たり 7,200,000円</p>	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10 (ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合) 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。

## 別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	1実施主体当たり 30,000,000円	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3/4

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費  
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円

{	ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業 （新型コロナウイルス感染症対策支援事業分））		
	金		円
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業		
	金		円

2 令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費  
国庫補助金所要額調書（別表1）

3 令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業内  
訳書（別表2）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

（注）変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長

令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費  
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費  
国庫補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費  
国庫補助金所要額明細書（別表2）
- 4 令和5年度（令和4年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業内  
訳書（別表3）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

（注）変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業の  
事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業  
費国庫補助金精算書（別表 1）
- 2 令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業  
内訳書（別表 2）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額  
を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長

令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業の  
事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業  
費国庫補助金精算書（別表 1）
- 2 令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業  
費国庫補助金実績調書（別表 2）
- 3 令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業  
内訳書（別表 3）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額  
を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
指定都市市長

令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ支家第 号をもって交付決定を受けた令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 6（4）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく確定額  
又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る  
仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(別表1)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出見込額	算定基準による 算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請 額 H-I
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))								1/2		
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業								3/4		
合 計											

(記載上の注意)

1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。

2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。

5 H欄には、G欄の額に1/2(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

6 I欄及びJ欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

(別表2-①)

## 令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1)ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))

市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 500,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-②)

(2)ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表1)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額H-I
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))	都道府県指定都市中核市分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業									円		
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)	都道府県等分(都道府県、指定都市分)								円		
		団体実施分								※1	※2	
合	計											

(記載上の注意)

1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)について以下2～6に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。

2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

4 H欄には、G欄の額に1/2(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち都道府県等分については9/10、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

5 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の「※1～※2」の合計額を記入すること。

6 I欄及びJ欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

(別表2)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分

(都道府県・指定都市名)

団体名	総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出見込額 D	算定基準に よる算定額 E	選 定 額 F	都道府県 指定都市 補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※1	※2

(記載上の注意)

- 1 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 5 I欄には、各団体ごとにH欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表3-①)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))

都道府県・指定都市・中核市名:

○事業内容

--

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 500,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-②)

②ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

都道府県・指定都市・中核市名:

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-③)

③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分

都道府県・指定都市名 \_\_\_\_\_

団体名: \_\_\_\_\_

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1 入学準備金 1人当たり 500,000円以内
	2 就職準備金 1人当たり200,000円以内
	3 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円
	※ 都道府県又は指定都市が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県又は指定都市が補助する場合、上記により計算された額の合計に9/10を乗じて得た額とする。
合計額	合計額

(別表1)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額(J-I)
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))								1/2			
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業								3/4			
合 計												

(記載上の注意)

1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)について記入すること。

2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。

5 H欄には、G欄の額に1/2(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-①)

## 令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))

市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 500,000円
合計額	合計額

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表1)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区 分	事 業 名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額 (J-H)	
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))	都道府県指定都市中核市分								1/2				
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業									3/4				
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)	都道府県等分(都道府県、指定都市分)									9/10			
		団体実施分							※1	※2				
合 計														

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)について以下2～5に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第4の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に1/2(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業については3/4、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち都道府県等分については9/10、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 5 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の「※1～※2」の合計額を記入すること。

(別表2)

## 令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分

(都道府県・指定都市名)

団体名	総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選 定 額 F	都道府県 指定都市 補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※1	※2

(記載上の注意)

- 1 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 5 I欄には、各団体ごとにH欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表3-①)

令和5年度(令和4年度からの繰越分)母子家庭等対策総合支援事業内訳書

①ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業分))

都道府県・指定都市・中核市名

○事業内容

--

※事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 500,000円
合計額	合計額

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-②)

②ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

都道府県・指定都市・中核市名

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1実施主体当たり 30,000,000円
合計額	合計額

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(高等職業訓練促進資金)のうち団体実施分

都道府県・指定都市名 \_\_\_\_\_

団体名: \_\_\_\_\_

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1 入学準備金 1人当たり 500,000円以内  2 就職準備金 1人当たり200,000円以内  3 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円  ※ 都道府県又は指定都市が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県又は指定都市が補助する場合、上記により計算された額の合計に9/10を乗じて得た額とする。
合計額	合計額